

○立川市障害者施設等におけるPCR検査等補助金交付要綱

令和2年12月17日要綱第176号

改正

令和3年1月12日要綱第3号

令和3年2月18日要綱第15号

令和3年4月20日要綱第44号

令和3年6月30日要綱第112号

立川市障害者施設等におけるPCR検査等補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の感染の拡大を防止するため、障害福祉サービス等を提供している事業者がPCR検査等（行政機関の必要により実施するものを除いたPCR検査及びこれに代わる方法によるものをいう。以下同じ。）を受けさせるための経費を補助することについて、立川市補助金等交付規則（昭和41年立川市規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、障害福祉サービスとは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護、同条第5項に規定する行動援護、同条第7項に規定する生活介護、同条第8項に規定する短期入所、同条第9項に規定する重度障害者等包括支援、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援、同条第14項に規定する就労継続支援、同条第15項に規定する就労定着支援、同条第16項に規定する自立生活援助、同条第17項に規定する共同生活援助、同条第18項に規定する計画相談支援及び一般相談支援事業、同条第20項に規定する地域移行支援並びに同条第21項に規定する地域定着支援
- (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支

援、同条第3項に規定する医療型児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービス、同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援、同条第6項に規定する保育所等訪問支援及び同条第7項に規定する障害児相談支援並びに同法第42条各号に定める支援

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 障害福祉サービスについて市又は東京都の指定を受けている事業所で市内に所在するものを有すること。
- (2) 立川市障害者日中活動支援事業運営費補助金交付要綱（平成25年立川市要綱第9号）第2条に規定する社会福祉法人等であって、令和2年4月1日から同年12月1日までの期間に同要綱に基づく補助金の交付の決定を受けていること。
- (3) 立川市精神障害者都型ショートステイ事業実施要綱（平成18年立川市要綱第28号）第7条に規定する委託契約を締結していること。
- (4) 立川市心身障害者（児）認定都型短期入所事業実施要綱（平成16年立川市要綱第36号）第7条に規定する委託契約を締結していること。
- (5) 立川市重度身体障害者入浴サービス事業実施要綱（昭和63年立川市要綱第2号）第4条に規定する委託契約を締結していること。
- (6) 立川市在宅心身障害者（児）等緊急一時保護実施要綱（昭和55年立川市要綱第2号）第6条に規定する介護人の登録をしている者であること。
- (7) 立川市地域活動支援センター事業実施要綱（平成19年立川市要綱第24号）第2条第2項の規定による委託契約を締結していること。
- (8) 立川市移動支援事業実施要綱（平成18年立川市要綱第25号）第6条に規定する移動支援事業者であること。
- (9) 立川市障害者就労支援庁内実習事業実施要綱（平成21年立川市要綱第101号）第2条の規定による委託契約を締結していること。
- (10) 立川市手話通訳者登録要綱（平成16年立川市要綱第35号）第2条の規定による立川市手話通訳者名簿に登録していること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 立川市暴力団排除条例（平成23年立川市条例第14号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に掲げる暴力団
- (2) その代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴排条例第2条2号に掲げる暴力団員又は同条第3号に掲げる暴力団関係者に該当するものがある者
- (3) 他の補助制度等により補助を受けている者
(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者が新型コロナウイルス感染症の感染の拡大を防止するため、市長が別に定める期日までに、次の各号のいずれかに掲げる者（以下「対象者」という。）を対象としてPCR検査等を受けさせるものとする。この場合において、当該PCR検査等は、市長が特に必要と認めたときを除き、対象者1人につき1回限りとする。

- (1) 補助対象者の障害福祉サービス等を現に受けている者、又は新たに受ける者
- (2) 補助対象者の職員（第2条第1号に掲げる共同生活援助を行う障害者施設等の職員を除く。）
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認めた者

2 前項の規定にかかわらず、障害福祉サービスを行う事業所の職員を対象とする抗原定性検査は、補助の対象としない。

(補助金額)

第5条 補助金の額は、PCR検査等1件につき20,000円（抗原定量検査及び抗原定性検査の場合は、7,500円）を限度とし、当該PCR検査等の実支出額とする。ただし、予算の範囲内の額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める期日までに障害者施設等におけるPCR検査等補助金交付申請書（第1号様式）を提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは障害者施設等におけるPCR検査等補助金交付決定通知書（第2号様式）により、不適当と認めたときは障害者施設等におけるPCR検査等補助金不交付決定通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助事業が完了したときは、市長が指定する期日までに障害者施設等におけるPCR検査等補助金実績報告書（第4号様式）を提出するものとする。

(補助金の額の確定)

第9条 前条の規定による実績報告があったときは、内容の審査を行い、補助金の額を確定し、障害者施設等におけるPCR検査等補助金額確定通知書（第5号様式）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払)

第10条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、障害者施設等におけるPCR検査等補助金交付請求書（第6号様式）により補助金の交付を請求するものとする。

2 前項の規定による請求があったときは、内容の審査を行い、適当と認めるときは、補助金を支払うものとする。

(決定の取消し)

第11条 交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 交付決定者が第3条第2項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (4) その他市長が不相当と認めるとき。

(関係書類の整理保管)

第12条 交付決定者は、当該補助金に係る帳簿及び証拠書類を備え、当該補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、交付決定者に対し、報告を求め、又は帳簿等の提出を求めることができる。

(消費税等に係る税額控除の報告)

第14条 交付決定者は、補助事業の完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入税額控除が確定した場合は、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号様式）により、速やかに報告するものとする。

この場合において、当該交付決定者は、当該仕入控除税額に相当する補助金を返還するものとする。

(委任)

第15条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉保健部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年12月17日から施行する。

……略……

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。